○豊川市国民保護協議会条例

平成18年3月27日条例第19号

豊川市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、豊川市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、40人以内とする。
- 2 協議会の専門委員(以下「専門委員」という。)は、当該専門の事項に関する調査が終了した ときは、解任されるものとする。

(会長の職務の代理)

第3条 協議会の会長(以下「会長」という。)に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。
- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (部会)
- **第5条** 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が定める。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する者をもって充てる。
- 4 部会長は、会長の命を受けて部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長が あらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って 定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。